

条例改正に伴う新旧対照表

平成26年

奈良市議会9月定例会

奈良市子ども・子育て会議条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項 _____ の</p> <p>規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定するもののほか、市長の諮問に応じて、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。</p> <p>2 会議は、前項 _____ に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。)第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。</p> <p>(2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議すること。</p> <p>2 会議は、前項第3号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることができる。</p>

奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(児童福祉施設の一般原則)</p>	<p>(児童福祉施設の一般原則)</p>
<p>第6条 略</p>	<p>第6条 略</p>
<p>2～5 略</p>	<p>2～5 略</p>
	<p>6 <u>児童福祉施設は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。</u> <u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u></p>
	<p>第12条の2 <u>児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>
<p>(食事)</p>	<p>(食事)</p>
<p>第14条 略</p>	<p>第14条 略</p>
<p>2～5 略</p>	<p>2～5 略</p>
	<p>6 <u>児童福祉施設は、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下この項において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。</u></p>
<p>(入所した者及び職員の健康診断)</p>	<p>(入所した者及び職員の健康診断)</p>
<p>第15条 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p>	<p>第15条 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

現行	改正案
<p>3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施</p> <p>_____を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。</p>	<p>3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。</p>
<p>4 略</p> <p>(児童福祉施設内部の規程)</p>	<p>4 略</p> <p>(児童福祉施設内部の規程)</p>
<p>第16条 <u>児童福祉施設</u> _____においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。</p> <p>(1) 入所する者の援助に関する事項</p> <p>(2) その他施設の管理についての重要事項</p>	<p>第16条 <u>児童福祉施設（保育所を除く。）</u> _____においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。</p> <p>(1) 入所する者の援助に関する事項</p> <p>(2) その他施設の管理についての重要事項</p>
	<p>2 <u>保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</u></p> <p><u>(1) 施設の目的及び運営の方針</u></p> <p><u>(2) 提供する保育の内容</u></p> <p><u>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p><u>(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</u></p> <p><u>(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p><u>(6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p><u>(7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項</u></p> <p><u>(8) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>(9) 非常災害対策</u></p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) 保育所の運営に関する重要事項</u></p>

現行	改正案
<p>(苦情への対応)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは<u>保育の実施</u></p>	<p>(苦情への対応)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは<u>保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項</u></p>
<p>_____に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p><u>の規定による措置</u>に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>
<p>3 略</p> <p>(保育所に準ずる設備)</p>	<p>3 略</p> <p>(保育所に準ずる設備)</p>
<p>第31条 略</p> <p>2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1人を<u>下ることは</u>できない。</p>	<p>第31条 略</p> <p>2 保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1人を<u>下回ることが</u>できない。</p>
<p>(関係機関との連携)</p>	<p>(関係機関との連携)</p>
<p>第32条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、<u>母子自立支援員</u>、児童の通学する学校、児童相談所、<u>母子福祉団体</u>及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p>	<p>第32条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、<u>母子・父子自立支援員</u>、児童の通学する学校、児童相談所、<u>母子・父子福祉団体</u>及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p>
<p>(設備の基準)</p>	<p>(設備の基準)</p>
<p>第33条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>第33条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。</p>
<p>(1)～(7) 略</p>	<p>(1)～(7) 略</p>
<p>(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のイからクまでの要件に該当するものであること。</p>	<p>(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のイからクまでの要件に該当するものであること。</p>
<p>ア 略</p>	<p>ア 略</p>
<p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p>	<p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p>

現行				改正案			
階	区分	施設又は設備		階	区分	施設又は設備	
略	略	略		略	略	略	
4階	常用	略		4階	常用	略	
以上	避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段		以上	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
ウ〜ク 略 (職員)				ウ〜ク 略 (職員)			
第34条 略				第34条 略			
2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあっては、				2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上			

現行	改正案
<p>幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に1日に4時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上）、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上（認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上）とする。ただし、保育所一につき2人を下ることはできない。 （公正な選考）</p>	<p>_____、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上_____とする。ただし、保育所一につき2人を下回ることができない。 （業務の質の評価等）</p>
<p>第38条 就学前保育等推進法第10条第1項第4号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第24条第3項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。</p>	<p>第38条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>
<p>附 則 1 略 （特例幼保連携保育所の特例） 2 奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年12月奈良県条例第22号。以下「奈良県条例」という。）第9条に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼保連携保育所」という。）の保育室又は遊戯室の設備の特例については、当該幼保連携施設の園舎の面積（乳児又は満2歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積及び満2歳以上満3歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。）が次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第33条第6号の規定を適用しないことができる。</p>	<p>附 則 1 略</p>

現行		改正案						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180平方メートル</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×(学級数-2)平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	1学級	180平方メートル	2学級以上	320+100×(学級数-2)平方メートル	
学級数	面積							
1学級	180平方メートル							
2学級以上	320+100×(学級数-2)平方メートル							
<p>3 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場の設備については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる面積と満2歳以上満3歳に満たない幼児につき第33条第6号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	2学級以下	330+30×(学級数-1)平方メートル	3学級以上	400+80×(学級数-3)平方メートル	
学級数	面積							
2学級以下	330+30×(学級数-1)平方メートル							
3学級以上	400+80×(学級数-3)平方メートル							
<p>4 特例幼保連携保育所であって、満3歳以上の幼児につき第34条第2項に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同項の規定（満3歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。）であって、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して奈良県知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。</p>								
<p>5 前項の規定による奈良県知事の承認の有効期間は、その承認をした日から3年とする。</p>								
<p>6 前項の規定に関わらず、第4項の規定による奈良県知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を6年とすることができる。</p>								
<p>7 第2項から前項までの規定は、奈良県条例が掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他に</p>								

現行	改正案
<p>より適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、第4項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。</p>	
(母子生活支援施設の建物に関する経過措置)	(母子生活支援施設の建物に関する経過措置)
<u>8</u> 略	<u>2</u> 略
<u>9</u> 略	<u>3</u> 略
(母子生活支援施設の長に関する経過措置)	(母子生活支援施設の長に関する経過措置)
<u>10</u> 略	<u>4</u> 略
(設備の基準に関する経過措置)	(設備の基準に関する経過措置)
<u>11</u> 略	<u>5</u> 略
(保育士の員数の算定に関する経過措置)	(保育士の員数の算定に関する経過措置)
<u>12</u> 乳児 <u>6</u> 人以上を入所させる保育所に係る第34条第2項の規定による保育士の数の算定について、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	<u>6</u> 乳児 <u>4</u> 人以上を入所させる保育所に係る第34条第2項の規定による保育士の数の算定について、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号の一に該当する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。</p> <p>(1) 本市内に住所を有する者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と死別した男子で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの若しくは母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第25条各号に掲げる者（以下「配偶者のない者」という。）であつて、18歳未満の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間は、18歳未満の児童とみなす。以下同じ。）を現に扶養しているもの</p> <p>イ 略</p> <p>ウ イに掲げる児童を現に養育している配偶者のない者又は婚姻_____をしたことのない者</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる法律又は条例の適用を受けて医療が行われる者は、対象者としなない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）</p> <p>(3) 略</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号の一に該当する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。</p> <p>(1) 本市内に住所を有する者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子</p> <p>_____（以下「配偶者のない者」という。）であつて、18歳未満の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間は、18歳未満の児童とみなす。以下同じ。）を現に扶養しているもの</p> <p>イ 略</p> <p>ウ イに掲げる児童を現に養育している配偶者のない者又は婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたことのない者</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる法律又は条例の適用を受けて医療が行われる者は、対象者としなない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）</p> <p>(3) 略</p>

奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還の免除に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還の免除に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）第13条、<u>第32条第1項</u>において準用する同法第13条第1項及び第3項並びに附則第3条第1項及び第6条第1項の規定に基づき貸し付けた資金（以下「貸付金」という。）の償還の免除に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">奈良市母子及び父子並びに寡婦福祉資金の償還の免除に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）第13条、<u>第31条の6、第32条</u>並びに附則第3条第1項及び第6条第1項の規定に基づき貸し付けた資金（以下「貸付金」という。）の償還の免除に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住（学校教育法（昭和22年法律第26号）第80条に規定する学校に就学している者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第1項の厚生労働省令で定める施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第2項に規定する医療保健施設に入所している者については、その者の保護者（親権を行う者又は後見人等をいう。）が本市に居住）し、かつ、次のいずれかに該当する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの法律の適用を受けて医療が行われる者又は医療費の助成を受ける者は、対象者としな</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住（学校教育法（昭和22年法律第26号）第80条に規定する学校に就学している者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第1項の厚生労働省令で定める施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第2項に規定する医療保健施設に入所している者については、その者の保護者（親権を行う者又は後見人等をいう。）が本市に居住）し、かつ、次のいずれかに該当する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者であるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの法律の適用を受けて医療が行われる者又は医療費の助成を受ける者は、対象者としな</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）</p>

奈良市老人憩の家条例 新旧対照表

現行	改正案																		
(名称及び位置)	(名称及び位置)																		
第2条 憩の家の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 憩の家の名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 368 562 416">名称</th> <th data-bbox="564 368 1066 416">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 418 562 466">略</td> <td data-bbox="564 418 1066 466">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 467 562 515">奈良市鳥見老人憩の家</td> <td data-bbox="564 467 1066 515">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 517 562 564">奈良市鶴舞老人憩の家</td> <td data-bbox="564 517 1066 564">奈良市鶴舞東町1番79号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 566 562 614">略</td> <td data-bbox="564 566 1066 614">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	奈良市鳥見老人憩の家	略	奈良市鶴舞老人憩の家	奈良市鶴舞東町1番79号	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1171 368 1563 416">名称</th> <th data-bbox="1565 368 2067 416">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1171 418 1563 466">略</td> <td data-bbox="1565 418 2067 466">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 467 1563 515">奈良市鳥見老人憩の家</td> <td data-bbox="1565 467 2067 515">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 517 1563 564">略</td> <td data-bbox="1565 517 2067 564">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	奈良市鳥見老人憩の家	略	略	略
名称	位置																		
略	略																		
奈良市鳥見老人憩の家	略																		
奈良市鶴舞老人憩の家	奈良市鶴舞東町1番79号																		
略	略																		
名称	位置																		
略	略																		
奈良市鳥見老人憩の家	略																		
略	略																		

奈良市地域ふれあい会館条例 新旧対照表

現行	改正案																								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市佐保台地域ふれあい会館</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	奈良市佐保台地域ふれあい会館	略	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市佐保台地域ふれあい会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市都跡地域ふれあい会館</td> <td>奈良市四条大路五丁目2番45号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	奈良市佐保台地域ふれあい会館	略	奈良市都跡地域ふれあい会館	奈良市四条大路五丁目2番45号										
名称	位置																								
略	略																								
奈良市佐保台地域ふれあい会館	略																								
名称	位置																								
略	略																								
奈良市佐保台地域ふれあい会館	略																								
奈良市都跡地域ふれあい会館	奈良市四条大路五丁目2番45号																								
別表 (第4条関係)	別表 (第4条関係)																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈良市済美地域ふれあい会館</td> <td style="text-align: right;">円 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td style="text-align: right;">略</td> </tr> <tr> <td>奈良市佐保台地域ふれあい会館</td> <td style="text-align: right;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。</p>	区分	利用料金 (1時間当たり)	奈良市済美地域ふれあい会館	円 略	略	略	奈良市佐保台地域ふれあい会館	略	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈良市済美地域ふれあい会館</td> <td style="text-align: right;">円 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td style="text-align: right;">略</td> </tr> <tr> <td>奈良市佐保台地域ふれあい会館</td> <td style="text-align: right;">略</td> </tr> <tr> <td>奈良市都跡地域ふれあい会館</td> <td style="text-align: right;"><u>調理室</u> 210</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>小会議室</u> 210</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>大会議室A</u> 450</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;"><u>大会議室B</u> 640</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は1時間として計算する。</p>	区分	利用料金 (1時間当たり)	奈良市済美地域ふれあい会館	円 略	略	略	奈良市佐保台地域ふれあい会館	略	奈良市都跡地域ふれあい会館	<u>調理室</u> 210		<u>小会議室</u> 210		<u>大会議室A</u> 450		<u>大会議室B</u> 640
区分	利用料金 (1時間当たり)																								
奈良市済美地域ふれあい会館	円 略																								
略	略																								
奈良市佐保台地域ふれあい会館	略																								
区分	利用料金 (1時間当たり)																								
奈良市済美地域ふれあい会館	円 略																								
略	略																								
奈良市佐保台地域ふれあい会館	略																								
奈良市都跡地域ふれあい会館	<u>調理室</u> 210																								
	<u>小会議室</u> 210																								
	<u>大会議室A</u> 450																								
	<u>大会議室B</u> 640																								

奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設条例 新旧対照表

現行	改正案								
<p>(名称及び位置)</p>	<p>(名称及び位置)</p>								
<p>第2条 加工施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>第2条 加工施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 325 600 371">名称</th> <th data-bbox="600 325 1059 371">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="165 371 600 419">奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設</td> <td data-bbox="600 371 1059 419">奈良市月ヶ瀬尾山2,796番地の2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設	奈良市月ヶ瀬尾山2,796番地の2	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1162 325 1599 371">名称</th> <th data-bbox="1599 325 2060 371">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1162 371 1599 419">奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設</td> <td data-bbox="1599 371 2060 419">奈良市月ヶ瀬尾山2,796番地の2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設	奈良市月ヶ瀬尾山2,796番地の2
名称	位置								
奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設	奈良市月ヶ瀬尾山2,796番地の2								
名称	位置								
奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設	奈良市月ヶ瀬尾山2,796番地の2								
	<p>(指定管理者)</p> <p>第2条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる加工施設の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p> <p>(1) 加工施設の利用承認及び利用制限に関すること。</p> <p>(2) 加工施設の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。</p> <p>(3) その他市長が定めること。</p> <p>2 指定管理者は、この条例及び市長が別に定めるところにより、加工施設を管理しなければならない。</p> <p>(休館日及び開館時間)</p> <p>第2条の3 加工施設の休館日及び開館時間は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定により休館日及び開館時間を定めたときは、加工施設内の見やすい場所に掲示しなければならない。</p>								
<p>(利用の方法)</p>	<p>(利用の方法)</p>								
<p>第3条 加工施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長_____の承認を受けなければならない。</p>	<p>第3条 加工施設を利用しようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者</u>の承認を受けなければならない。</p>								
<p>2 市長_____は、前項の承認に際し、加工施設の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。</p>	<p>2 指定管理者は、前項の承認に際し、加工施設の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。</p>								
<p>3 第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、加工施設の利用を終わったときは、施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を原</p>	<p>3 第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、加工施設の利用を終わったときは、<u>施設等</u>_____を原</p>								

現行	改正案
<p>状に回復しなければならない。</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第4条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 施設等を<u>き損し</u>、汚損し、又は滅失すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(利用制限)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、次のいずれかに該当する者に対しては、加工施設の利用を禁止し、又はその他の必要な措置をとることができる。</p> <p>(1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者</p> <p>(損害賠償等)</p> <p>第6条 利用者は、施設等を<u>き損し</u>、汚損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>状に回復しなければならない。</p> <p><u>(利用料金)</u></p> <p>第3条の2 利用者は、加工施設の利用に係る料金（以下「<u>利用料金</u>」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 <u>利用料金は、原料1キログラムにつき500円を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</u></p> <p>3 <u>市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。</u></p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第4条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 施設等を<u>毀損し</u>、汚損し、又は滅失すること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(利用制限)</p> <p>第5条 <u>指定管理者</u>は、次のいずれかに該当する者に対しては、加工施設の利用を禁止し、又はその他の必要な措置をとることができる。</p> <p>(1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者</p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者</p> <p>(損害賠償等)</p> <p>第6条 利用者は、施設等を<u>毀損し</u>、汚損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。</p> <p>2 略</p>

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 新旧対照表

現行		改正案	
別表第2 建築物の用途の制限 (第3条関係)		別表第2 建築物の用途の制限 (第3条関係)	
ア	イ	ア	イ
地区整備計画区域・計画地区	建築物	地区整備計画区域・計画地区	建築物
略	略	略	略
百楽園五丁目地区 整備計画区域	A地区	百楽園五丁目地区 整備計画区域	A地区
	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (2) 診療所又は病院 (3) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの		次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。） (2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のア又はイに掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） ア 神社、寺院、教会その他これらに類するもの イ 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第2号に掲げる建築物 (3) 次のア又はイに掲げる用途を兼ねる住宅 ア 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの イ 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）

現行		改正案	
	<p>(4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの</p> <p>(5) 事務所の用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもので次のア及びイに掲げるもの</p> <p>ア 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積（当該築造面積が300平方メートル以下である場合には、その値を減じた値）を加えた値が3,000平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が3,000平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）以内のもの</p> <p>イ 自動車車庫で2階以下の部分にあるもの</p> <p>(7) 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（</p>		<p>(4) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第4号、第5号、第8号及び第9号に掲げる建築物</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの（東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のウ及びエに掲げるものを除く。）</p>

現行			改正案		
		<u>2階以上の部分</u> をその用途に供するものを除く。)			
	B地区	略		B地区	略
	C地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1)～(3) 略 (4) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第4号、第5号、第8号、第9号並びに第11号のウ及びエに掲げる建築物		C地区	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1)～(3) 略 (4) 東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第4号、第5号、第8号及び第9号に掲げる建築物 (5) 前各号の建築物に附属するもの（東登美ヶ丘一丁目地区整備計画区域の項の第11号のウ及びエに掲げるものを除く。)
略	略		略	略	

別表第3の2 建築物の容積率の最高限度（第3条の3関係）

ア	イ
地区整備計画区域・計画地区	割合
三碓五丁目地区整備計画区域	B地区（第一種低層住居専用地域を除く。） 10分の8
略	略

別表第3の2 建築物の容積率の最高限度（第3条の3関係）

ア	イ
地区整備計画区域・計画地区	割合
三碓五丁目地区整備計画区域	B地区（第一種低層住居専用地域を除く。） 10分の8
百楽園五丁目地区整備計画区域	A地区 10分の12
略	略

別表第4 建築物の敷地面積の最低限度（第4条関係）

ア	イ	ウ
地区整備計画区域・計画地区	面積	適用の除外
略	略	略

別表第4 建築物の敷地面積の最低限度（第4条関係）

ア	イ	ウ
地区整備計画区域・計画地区	面積	適用の除外
略	略	略

現行				改正案			
百楽園五丁目地区 整備計画区域	A地区	300平方メートル。ただし、地区内に存する建築物の敷地の総数は、5以下とする。	—————	百楽園五丁目地区 整備計画区域	A地区	130平方メートル	(1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家
	B地区	165平方メートル	(1) 巡査派出所 (2) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (3) 路線バスの停留所の上家		C地区	165平方メートル	(1) 巡査派出所 (2) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (3) 路線バスの停留所の上家
略		略	略	略		略	略

別表第5 壁面の位置の制限（第5条関係）

ア	イ	ウ
地区整備計画区域・計画地区	壁面の位置の制限	適用の除外

別表第5 壁面の位置の制限（第5条関係）

ア	イ	ウ
地区整備計画区域・計画地区	壁面の位置の制限	適用の除外

現行			改正案		
略	略	略	略	略	略
百楽園五丁目地区整備計画区域	B地区	略	百楽園五丁目地区整備計画区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から地区計画区域境界線(計画図に示す部分に限る。)までの距離は0.5メートル以上とする。
略	略	略	略	B地区	略
略	略	略	略	略	略
別表第6 建築物の高さの最高限度 (第5条の2関係)			別表第6 建築物の高さの最高限度 (第5条の2関係)		
ア		イ	ア		イ
地区整備計画区域・計画地区		高さ	地区整備計画区域・計画地区		高さ
三碓五丁目地区整備計画区域	略	略	三碓五丁目地区整備計画区域	略	略
百楽園五丁目地区整備計画区域	A地区	略	百楽園五丁目地区整備計画区域	A地区	10メートル、かつ、地階を除く階数は2以下。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。
略	略	略	略	略	略

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行				改正案			
(経営の基本)				(経営の基本)			
第3条 略				第3条 略			
2 略				2 略			
3 下水道事業の経営に関して基本となるべき事項は、別表第2のとおりとする。				3 下水道事業の経営に関して基本となるべき事項は、別表第2のとおりとする。			
別表第2 (第3条関係)				別表第2 (第3条関係)			
名称	計画処理区域	計画処理人口	計画1日最大処理水量	名称	計画処理区域	計画処理人口	計画1日最大処理水量
奈良市公下水事業	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める区域	人 356,409	立方メートル 192,711	奈良市公下水事業	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定めた事業計画に定める区域	人 339,439	立方メートル 185,063
略	略	略	略	略	略	略	略